

下記の空き家等について、京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例第19条第1項の規定に基づき、緊急安全措置を実施しましたので、同条例第19条第2項の規定に基づき公告します。

令和3年3月25日

京都市長 門川 大作

- 1 空き家等に関する事項（登記情報による。）
 - (1) 所在地 京都市伏見区淀美豆町324番6
 - (2) 建物所有者 宇都宮 雅子
- 2 緊急安全措置の内容
当該空き家の第三者被害予防措置
- 3 実施日
令和3年2月16日（火）

(都市計画局まち再生・創造推進室)